

令和2年6月19日 (令和2年(2020年)度第16号)



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
http://www.z-hoikushikai.com

## <ニュースの内容>

- 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第六報）（厚生労働省）
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（厚生労働省）

## ◆ 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

令和2年6月17日、内閣府、文部科学省、厚生労働省は標記連名通知を、都道府県子ども・子育て支援部（局）長宛てに発出しました。

新型コロナウイルス感染症により、臨時休園や保育の提供の縮小等を行っている保育所等は、公定価格の支給を通常通り受けていることから、この間に休ませた保育士等職員についても、平常時と同水準の人件費支出とすることが求められています。

今回の通知では、『公定価格等が保育所等において適正に使われているかについては、子どものための教育・保育給付に関する事務の一部を構成するもの』であることから、人件費について適切に支出されているか、今後、指導監査において確認がなされることも示されています。

### 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の 公定価格等の取扱いについて

Q1-1 人件費の支出について、公定価格等が通常どおりに算定されていることを踏まえて適切に対応すべきとされていますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により登園児童が減少している

場合等であっても、保育所等における教育・保育の提供体制の維持のための特例的な取扱いとして、公定価格等の減額を行わずに通常どおりに算定し、施設等の収入を保証することとしています。

- 新型コロナウイルス感染症により休ませた職員の賃金については、労働基準法では平均賃金の 6 割以上を休業手当として支払わなければならないこととされていますが、仮に保育所等において平均賃金の 6 割に相当する休業手当のみを支払うこととした場合、通常時の人件費との差額が発生することとなります。

この差額が、各種積立金や当期末支払資金残高といった人件費以外の経費に充てられることは、新型コロナウイルス感染症がある中でも教育・保育の提供体制を維持するという今般の特例の趣旨にそぐわないことから、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなどの対応により、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準を維持することが求められます。

**Q1-2 公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準とすべきとされていますが、公定価格等以外の収入もあり、人件費総額のうち公定価格等が充てられている部分の区別がつかない場合はどのように考えれば良いでしょうか。**

(答)

- そのような場合、まずは施設全体の人件費支出が通常時と同水準であることを基本としつつ、公定価格等以外の減収による資金の不足があり、やむを得ず人件費支出を減額とする場合は、Q3 も踏まえつつ、収入の不足額を勘案して必要最小限度の減額幅とすることが求められます。

**Q2 全ての職員について、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。**

(答)

- 今般の公定価格等の特例の趣旨を踏まえれば、原則として、休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や賞与等を支払うことが望ましいと考えます。
- 一方で、勤務の状況が職員ごとに異なることも考えられ、このような場合には、公定価格等による人件費支出の水準を維持することを前提として、実際に勤務した職員の手当等を増額し、自宅待機の職員の手当等を減額するなど、勤務状況に応じて賃金に傾斜を付ける取扱いとすることは、差し支えありません。  
ただし、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみを理由として異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えます。
- なお、手当等の減額を検討する前に、まず、人件費等積立金等の活用可能な資金を活用して、通常の賃金の支払を確保することについて、ご検討ください。

**Q3 公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合でも、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。**

(答)

- 今般、教育・保育の提供体制を維持するために、特例として公定価格等を通常どおり算定していることを踏まえ、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準の支出を求めるものです。

- 今回の新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合であっても、地域子ども・子育て支援事業等の職員に係る雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り、通常どおりの賃金を支払うことが望ましいと考えます。
- これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合には、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格等に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められます。

**Q4** 本通知で示された考え方については、いつから適用すればいいのでしょうか。

(答)

- 本通知は本年 2 月から実施している公定価格等の特例の取扱いを明確化したものです。このため、本通知およびQ1 からQ3 までにおいてお示しした取扱いについても、当該時期に遡り適用することとなります。

なお、会計年度が終了している令和元年度に賃金や賞与等の減額を行っていた場合には、当該減額分について一時金等により支払うことになると考えます。

**Q5** 公立保育所等に勤務する職員の賃金等についての取扱いはどうか。

(答)

- 公立・私立にかかわらず、地域の教育・保育の提供体制の確保を維持する観点から、公立保育所等に勤務する職員の賃金等についても、本取扱いを踏まえ、地方公共団体において適切にご判断いただきたいと考えます。

内容の詳細は下記ホームページの「67」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第六報）（厚生労働省）

令和 2 年 6 月 16 日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

医療的ケア児の対応、緊急事態宣言解除後の保育、生鮮食品の仕入れなどについて示されました。

(感染症の予防について)

問 5 (下線部追加)

新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

- (略) また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。(次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください)。

#### 問 7-2

**新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。**

- 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もおり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

#### 問 9-2

**緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきか。**

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただくようお願いします。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。
- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問1 ただし書や問2 に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

#### 問 12

**登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。**

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。  
特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※1）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童についてはおおむね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係期間との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

（※1）要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

問 15

新型コロナウイルスの影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。）において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が適用されない社会福祉施設についても可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。
- 今般の新型コロナウイルスへの対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。

問 17（回答一部追加）

新型コロナウイルス感染対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。なお、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、市区町村にお伝えしているところですが、特に、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意して下さい。

内容の詳細は下記ホームページの「66」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（厚生労働省）

令和2年6月12日、厚生労働省は標記通知を、都道府県知事等宛てに発出しました。これは、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニー

ズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、さまざまな措置を講じるべく、社会福祉法等が一部改正されたものです。

本改正では、そのなかのひとつとして、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されています。

社会福祉法人等を社員とする社会福祉連携推進法人の業務としては、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」や「社員である社会福祉法人への資金の貸付」、「福祉人材不足への対応」、「設備、物資の共同購入」などがあります。

詳細は別添資料をご確認ください。

### 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

#### 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申  
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)  
※ 社会福祉法人と同様、事業区域等により決定。

#### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

#### 【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。